

# チャレンジサポート キャンペーン



## 創業支援

- ①「創業関連保証」による支援
  - ・保証料率を0.4%割引(1.0% ⇒ **0.6%**)
  - ・創業5年未満の中小企業・小規模事業者を支援対象
  - ・期間10年、1,000万円まで対応可能
- ②保証協会職員が創業計画や資金計画の相談にも対応
- ③自治体融資制度の併用が可能

## 新事業展開支援

- ①新事業展開を支援する次の4つの特例保証の保証料率を0.1%割引(0.7% ⇒ **0.6%**)
  - 「経営革新関連保証」「異分野連携新事業分野開拓関連保証」
  - 「地域産業資源活用事業関連保証」「農工商等連携事業関連保証」
- ②希望に応じ保証協会職員が財務診断や将来収支等のシミュレーションを提供
- ③自治体融資制度の併用が可能

## 創業支援

女性、若者、シニア支援

平成28年4月  
より拡充!

女性、30歳未満の方、55歳以上の方を対象

- ①「創業関連保証」による支援
  - ・保証料率を0.5%割引(1.0% ⇒ **0.5%**)
  - ・創業5年未満の中小企業・小規模事業者を支援対象
  - ・期間10年、1,000万円まで対応可能
- ②保証協会職員が創業計画や資金計画の相談にも対応
- ③自治体融資制度(開業資金に限る)の併用が可能

ご好評につき、  
キャンペーン継続実施中!

各メニューの  
詳細につきましては  
裏面をご覧ください



### 【お問い合わせ・ご相談窓口】

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
経営支援室	創業・経営支援課	078-393-3920	兵庫県下全域(創業および経営支援業務に関すること)
神戸事務所	保証相談一課	078-393-3909	神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	078-393-3913	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078-393-3916	神戸市北区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06-6411-4146	尼崎市
	保証相談二課	06-6411-4147	西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路支所	保証相談一課	079-289-3611	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079-289-3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
	但馬支所	0796-22-5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
	淡路支所	0799-22-4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
	西脇支所	0795-22-6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
	加古川支所	079-424-1105	加古川市、高砂市、加古郡



兵庫県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。



## 創業支援

対象者	適正な事業計画を持って県内で新規に事業を展開する次の①～④の方 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方または2か月以内に会社を設立する方 ②事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ④分社化を計画する会社または設立後5年未満の分社化された会社		
保証限度額	1,000万円(再挑戦支援保証を含む)		
資金使途	運転資金および設備資金	保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
貸付形式	証書貸付	返済方法	均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率	連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
担保	不要	保証料率	年0.6%
その他	経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する際の事業資金に対応する「支援創業関連保証」についても、本キャンペーンの対象となります。		



## 創業支援

### 女性、若者、シニア支援

対象者	適正な事業計画を持って県内で新規に事業を展開する次の①～④の方で、女性、30歳未満の方、55歳以上の方(会社の場合は代表者) ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方または2か月以内に会社を設立する方 ②事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ④分社化を計画する会社または設立後5年未満の分社化された会社		
保証限度額	1,000万円(再挑戦支援保証を含む)		
資金使途	運転資金および設備資金	保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
貸付形式	証書貸付	返済方法	均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率	連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
担保	不要	保証料率	年0.5%
その他	・経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する際の事業資金に対応する「支援創業関連保証」についても、本キャンペーンの対象となります。		



## 新事業展開支援

	経営革新関連保証	異分野連携新事業分野開拓関連保証	地域産業資源活用事業関連保証	農工商等連携事業関連保証
根拠法	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
対象者	各根拠法に基づく事業計画の認定を受け、同計画に従った事業を実施する中小企業・小規模事業者			
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) ※ただし、無担保保険・普通保険の特例枠			
資金使途	運転資金および設備資金			
保証期間	運転資金:原則として5年以内(据置期間1年以内) 設備資金:原則として7年以内(据置期間1年以内)			
貸付形式	証書貸付	返済方法	均等分割返済	
貸付利率	金融機関所定利率	連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要	
担保	8,000万円を超える場合は、原則として提供していただきます。		保証料率	年0.6%(有担保割引なし) ※責任共有対象の場合

- 自治体融資制度を併用する場合は、制度要綱の定めによります。
- NPO法人は、本キャンペーンの対象となりません。
- 詳細につきましては、表面に記載のお問い合わせ・ご相談窓口までご連絡ください。